

## 令和 2 年度早池峰地域自動車利用適正化部会

令和 3 年 1 月 29 日（金）14 時 20 分～16 時 10 分  
岩手県庁 11 階会議室

## 1 令和 2 年度早池峰地域自動車利用適正化対策実施結果

## (1) 実施結果について

## ① 車両交通規制について

期間 : 令和 2 年 6 月 14 日(日) (第 2 日曜日) から令和 2 年 8 月 2 日(日) (第 1 日曜日) までの土曜、日曜、祝日の計 18 日間  
 区間 : 主要地方道・県道 25 号紫波江繋線の花巻市大迫町内川目岳地内から宮古市江繋地内まで約 16km の区間  
 時間 : 普通車 午前 5 時から午後 1 時まで  
 大型車・特定中型車 午前 5 時から午後 5 時まで  
 ※乗合バス（路線バス、シャトルバス）・タクシー・ハイヤー・二輪車及び許可車両を除く

## ② シャトルバスの運行について

新型コロナウイルス感染対策のため、国定公園協議会において運行可否について協議した結果シャトルバスの運行を中止。

【参考】早池峰登山シャトルバス利用者数の推移（単位：人）

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
人数	4,856	4,487	4,182	4,064	3,813	3,506	3,717

出展：早池峰国定公園地域協議会調べ

## (2) 適正化対策への対応状況について

## ① 交通規制・早池峰登山シャトルバス運行中止の周知

- ア 案内チラシ、ポスター、新聞広告、ホームページ等による広報を実施
- イ バス会社・旅行代理店・観光施設・山岳会等へ案内チラシを事前配布
- ウ 規制予告板のほか、通行止め看板及び駐車場案内看板を設置
- エ 主要地点への交通規制周知看板を設置

## ② 各駐車場への交通誘導員の配置及び誘導案内の掲示

- ア 規制区間の起終点（岳駐車場、峰南荘前、江繋、荒川口）に交通誘導員を配置
- イ 河原の坊登山口付近の路肩に「小田越登山口方面に駐車場なし」の仮設案内を掲示
- ウ 河原の坊駐車場入口付近に「駐車場入口」の仮設案内（遵守事項を明記）を掲示

## 【周辺駐車場の状況】

- ・岳周辺駐車場  
（岳：普通車 94 台、岳公園広場：普通車 25 台、峰南荘前：大型車 12 台）
- ・河原の坊駐車場（河原の坊総合休憩所前：普通車 50 台、シーズン中は常に混雑）
- ・江繋駐車場（江繋シャトルバス停留所：普通車 30 台、大型車 10 台）

### ③早池峰クリーン&グリーンキャンペーン

例年、車両交通規制の実施日において、早池峰保全協議会構成機関及び県グリーンボランティアとの官民協働により実施している、現地の交通規制に係る周知やマナー啓発等の活動については、新型コロナウイルス感染対策のため中止した。

なお、早池峰グリーンボランティアによる自主キャンペーンにおいて、車両交通規制等に伴う登山者への啓発活動を実施した。

#### 【参加状況】

(早池峰グリーンボランティア 31 名※)

※参加者数は自主キャンペーン参加者を計上 (県南広域振興局保健福祉環境部調べ)

### (3) 交通規制時における問題等の発生状況について

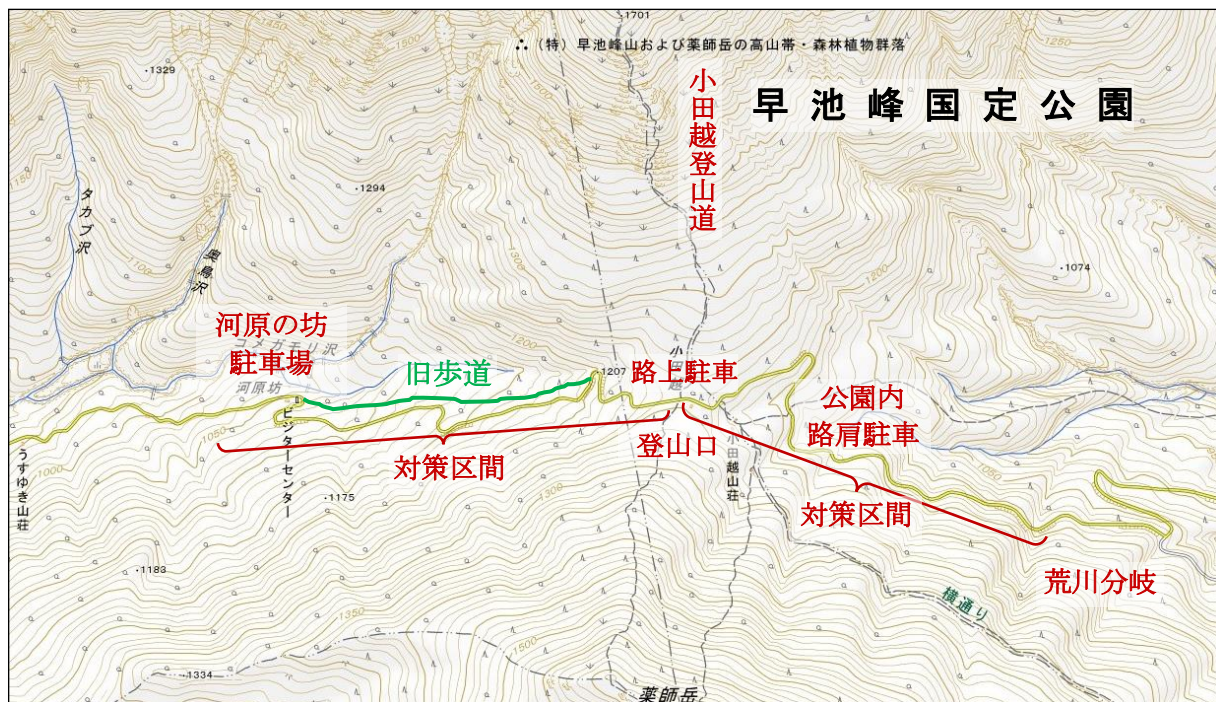
- ・本部会主催により小田越登山口周辺の路上等駐車対策検討会を実施。道路管理の一環として小田越登山口周辺の道路境界にデリネータが設置されたこともあり、付近の路上等への車両の駐車は見られなかった。(同区間を所管する県土木センターの協力により前年度に設置)
- ・小田越登山口周辺の県道路肩と国定公園地内に自家用車両を無断駐車、若しくは放置する車両は、前年度に比して減少した。

## 2 主要地方道紫波江繋線小田越登山口周辺の路上駐車対策の継続について

### (1) 現状

早池峰山小田越登山口周辺における、一般登山者による路上等(県道 25 号線及び隣接する公園地内)は減少したものの、公設駐車場以外への車両駐車による国定公園地内の表土流出や河原の坊駐車場から道路上を徒歩移動する登山者との接触事故の起因になる等の課題が自然公園管理者等から指摘されている。

平成 30 年度の早池峰保全対策事業推進協議会・自動車部会において、自然保護課から対策実施が提案されたことを受け、令和元年度から現地周辺での駐車・登山マナーの周知や内板掲示等による対策を実施している。



早池峰山 県道 25 号線・小田越登山口周辺の路上等駐車発生多発地点

## (2) 課題

- ① 県道 25 号線の岳地区から登山道周辺までは道路幅が非常に狭く、幅員 5m未満の区間が主であり、路肩付近への車両駐車により道路上もの空きスペースが 3.5m未満となる区間での駐車は、道路交通法に基づく違法駐車に該当する懸念がある。
- ② ①に関連し、道路路肩に相当する道路境界部分と公園地内を跨ぐ形での車両の駐車、また、道路進行方向（右側通行）と逆向きでの駐車については、道路交通法に基づく違法駐車に該当すると判断される。
- ③ 道路上ではなく、公園地内に完全に入り込んだ形での車両駐車については、土地管理者（公園管理者）が許可すれば駐車も可能と見込まれるが、小田越登山口周辺は国定公園地内かつ森林生態系特別保護地域に該当することから、重量のある車両等の出入りによる表土流出や希少植物の棄損、もしくは、車両に付着した外来性植物種子の定着の恐れ等もあり、公園地内への乗り入れ駐車は望ましくない。
- ④ 今年度はシャトルバスの運行を中止したことから、路上駐車等のマナー違反の増加が懸念されたが、河原の坊駐車場から小田越登山口まで県道を徒歩、タクシー利用等により移動したことによる効果なのか、小田越登山道付近での路上駐車は減少していた。
- ⑤ 河原の坊駐車場から小田越登山口までは片道約 2 k m の県道を利用するほか、旧歩道内を利用することも前年度の自動車利用適正化部会において提案され、令和 2 年度は、その利活用について現地調査を実施したが、公園管理者である県等関係者により引き続き利活用について調査する必要がある。
- ⑥ 自然保護管理員が路上等駐車の手方等にマナー等の指導に際して、登山者からのトラブルに巻き込まれないように、引き続き勉強会等の研修の機会を設けることが必要であること。

## (3) これまでの対策

- ① 平成 27 年度の自動車利用適正化部会において、無理な駐車が行われやすい場所は、ある程度限定されることから、支柱とロープによって駐車されにくいよう措置することとした。しかし、同様の措置を行っても登山者が取り外して駐車できるようにしたと推定される形跡の場所がみられている。
- ② 小田越については従来どおり、「駐車場は無い」ことを原則とし、小田越での駐車を容認するような案内は控え、協議会関係機関においてもホームページ等の利用可能な媒体により広報してきた。
- ③ 関係機関が沿道にロープやコーン等を設置することによる対策のほか、自然公園保護管理員が札により注意喚起を実施してきた。
- ④ 令和元年度は、小田越周辺の路上等駐車が多発する地点の道路路肩にデリネータを設置し、駐車可能と誤認され得る薬師岳案内板前付近の公園地内空きスペースにおいては境界のデリネータにロープの貼付け及びマナー周知チラシの吊下げにより、侵入を抑制した。
- ⑤ 小田越詰所前の緊急車両転回用スペースにおいては、従前のカラーコーンと駐車禁止案内板に加え、今年度、事務局より貸与している A 1 案内パネルにより駐車不可地点であることを自然保護管理員が掲示した。
- ⑥ 小田越登山口から河原の坊方向の約 100m 区間において、従前より路上駐車禁止表示（岩手県）が設置されているにも関わらず、当該区間への車両駐車が発生したことから、自然公園保護管理員が自然保護課より提供のポール及びロープを道路路肩の境界部に設置した。

- ⑦ 河原の坊駐車場への円滑な誘導を図るため、河原の坊駐車場入口付近に案内（使用ルールの記載を含む）パネル（仮設）を配置した。同様に、河原の坊登山口付近から先に駐車場がない事を示す案内パネル（仮設）を、河原の坊登山口付近の道路そばに配置した。

#### （４）その他（参考事項）

- 駐車禁止等の規制を設けることについて（※H30. 8. 31 花巻警察署での意見交換、再掲）
  - ・ 交通量から、道路交通法による駐車規制を新たに設けることは困難と思料される。
  - ・ 車庫法の適用については12時間以上の駐車でない対象にならない。
- 道路交通法に基づく路上駐車（違法状態）に該当するケース
  - ・ 交差点やカーブ付近での路上駐車は違法に当たる。
  - ・ 道路幅が狭く、車両駐車により道路空き幅が3.5m未満となる場合は違法に当たる。
  - ・ 車両の法定進行方向（右側）と反対向きでの駐車は違法に当たる。
  - ・ 路肩部分への駐車の場合、道路境界（規制線）を跨ぐ形での駐車は違法に当たる。